

オーストラリアにおける移民女性支援

越智 方美

1 はじめに

オーストラリアは、18 世紀末に英国人が植民地建設のための定住を開始し、1901 年のオーストラリア連邦結成と同時に、「移民制限法」が制定され、白豪主義に基づく定住を基本とする移民政策がとられた。第二次世界大戦後は、経済復興のために、未熟練労働者の積極的な受け入れを開始し、これまで約 650 万人の移民の受け入れをおこなってきた。

1970 年代に、オーストラリアの移民政策は転換期をむかえる。ウィットラム労働党政権 (1972-1975 年) は、72 年に白豪主義政策を廃止し、翌年には「移民法」を、74 年には「人種差別禁止法」を制定し、移住手続きや定住後の雇用や教育面での差別を禁止した。フレーザー保守連合政権 (1975-1983 年) 下では、移民が出身国を問わずに社会に平等に参加できるよう配慮することが明文化された多文化主義 (multi-culturalism) が推進された。この政策転換を受け、1980 年代以降はアジア系移民が急増している。1980 年代後半は多文化主義への批判も起こり、政策の中で移民の出身国・地域の文化の多様性をどの程度まで認めるかという議論が展開されている (津田 2008)。

多文化主義への批判や再考を求める声を受け、オーストラリア政府は移民の社会統合を促進するため、2007 年よりオーストラリア国籍の取得要件

の細則を定めた市民権テストを導入している。オーストラリア国籍を申請するすべての移民は、言論の自由や政教分離、議会制民主主義と法の支配を、オーストラリア国民「共通の中核的価値観」として遵守することを求められている。男女平等もこの「共通の中核的価値観」の1つである。いうまでもなく、男女平等という価値観は、性別にかかわらずその人の人権が守られるという考え方がその基盤にある。しかし、先進国に移住してきた開発途上国出身女性の場合、移住先でのニューカマーであると同時に女性というジェンダーのため、しばしば二級市民としてみなされ、複合的な差別の対象となり得ることが先行研究から指摘されてきた（青山 2004）。

本稿の目的は、平成24年1月に筆者がオーストラリア国内で実施した、同国の移民女性支援政策やプログラムに関する聞き取り調査から、多文化主義が推進されるオーストラリアにおける移民女性の支援の実態の一端を明らかにし、日本における移民女性への支援の参考とすることにある。なお、オーストラリアには労働移民、技術移民、留学生、難民申請者や人身取引の被害者など多様な水準の移住者が存在しているが、本稿では国籍を既に取得しているか、国籍取得を前提として就労・生活している定住移民の女性を考察の対象とする。

2 調査概要

調査は平成24年1月22日から1月31日の期間に、オーストラリア東部のニューサウスウェールズ州とビクトリア州で実施した。調査の実施地は、オーストラリア国内で、国外出生者の割合が比較的高い地域であることなどを理由に選定した¹⁾。調査は、オーストラリアにおけるアジアからの移民女性とその子どもたちが直面している問題の把握と、行政の定住促進のための支援や、一般市民を対象とした多文化共生に関する啓発活動の内容や手法について、行政、研究機関、民間団体に対する聞き取りをおこなった。

聞き取り調査は英語で実施し、調査協力者の同意が得られた場合は、聞

き取り内容を録音した。調査対象先は表 1 に示した 10 機関である。本稿では、メルボルン市内（ビクトリア州）に拠点をもち、移民女性を対象とした支援を提供している、「女性の健康多文化センター（Multicultural Centre for Women's Health）」と「家庭内暴力撲滅のためのインタッチ多文化センター（inTouch Multicultural Centre against Family Violence）」の 2 つの非政府組織（NGO）での聞き取り内容をもとに、考察を進める（表 1）。

表 1 調査先一覧

州政府機関	地方自治体	NGO	その他
ビクトリア州多文化委員会 (ビクトリア州政府と州内のエスニック・コミュニティの仲介役として、政府に対して多文化主義と文化的多様性の促進について助言する政府系機関)	メトロ移住者資料センター (移民の定住促進のための情報提供をおこなっている NGO)	家庭内暴力撲滅のためのインタッチ多文化センター (移民女性が家族やパートナーから受けた暴力被害の相談を受けている NGO)	ハイドパークバラックス（19 世紀に設置された女子流刑者の収容施設、縫製工場などがあった歴史的建造物）
コミュニティー関係委員会 (NSW 州における多文化主義政策の実施状況の評価・監視を担う、省庁横断的機関)	モザイクセンター (ウイロビー市内在住の移民を対象に、福祉関連の情報提供、第二言語としての英語の学習機会の提供、文化サークル活動支援をおこなう、ウイロビー市立のセンター)	女性の健康多文化センター (就労先での健康被害からの回復支援や、移民女性の労働権についての政策提言を実施している NGO)	オーストラリアデイ多文化パレードの参与観察 (建国記念日のパレードに参加した、メルボルン市内のエスニックコミュニティによるイベントの参与観察)
		ビクトリア州における移民・難民女性連合会 (フィリピン系移民女性が立ち上げた、ビクトリア州在住の移民・難民女性のための非営利支援組織)	移民博物館
		移民女性スピークアウト協議会 (シドニー在住の暴力被害者の移民女性への支援活動と、女性に対する暴力防止のための政策提言をおこなう NGO)	

3 多文化主義政策を推進する主体

具体的な事例の検討に入る前に、いま一度オーストラリアの多文化主義政策の概要を確認しておきたい。オーストラリアでは、連邦政府、州政府、地方自治体と NGO という 4 つの主体が、多文化主義政策を推進している。

連邦政府は、地方自治体や NGO の多文化主義関連事業の実施に際しての財政支援や、入国直後の成人移民のための英語学習プログラム、公文書の翻訳や通訳サービスを実施している。2つめの主体である州政府は、広範囲にわたる多文化主義政策を立案する役割を担っており、第二言語としての英語教育機会の提供や、公的医療保険サービス等を提供している。連邦政府や州政府と比べて、定住に関する相談業務全般を担い、移民に最も近い立場で施策を展開しているのが、地方自治体である。地方自治体の業務には、各地にある移住者資料センターや地域センターを通じた、オーストラリア社会への統合支援プログラムとして、企業や商店街とも連携をとりながら英語教室や文化行事をおこなっている（自治体国際化協会シドニー事務所 2011）。

NGO は行政機関の対応を補完するようなきめ細やかなサービスを実施するとともに、移民女性がオーストラリア社会で自立して生活してゆく上での困難や課題を調査し、彼女たちのニーズに対応する政策提言をおこなっている。

4 女性の健康多文化センター

女性の健康多文化センターは、1978年にメルボルン市内で設立され、移民女性の健康の向上を目的として、情報の発信者と受信者が類似した経験や立場にある「ピア・エジュケーション」に基づく活動をおこなう NGO である。女性の健康多文化センターの活動は、出身地域とは異なる環境で女性が暮らす場合、日々の生活や家庭責任に忙殺され、移民女性が自らの健康に気を配る時間的、精神的な余裕がなく、公的な医療機関へのアクセスは言葉の壁が大きいという現実がある。こうした課題に対応するため、センターでは調査時点で常勤職員 14 名と、多言語を話すヘルス・エジュケーター（bilingual health educator）と呼ばれる 20 名の専門職の契約職員が就労している。

職員の採用基準としては、多言語の運用能力、医療従事者やコミュニティー・オーガナイザー、ソーシャルワーカーなど専門資格を有していること、移民女性が直面している諸問題について、理解と共感をもって対処でき

ることの3点を重視している。センターの活動方針は、以下の5点に要約することができる。第1に、健康被害を防止することが重要であり、第2に職場での健康教育はセンターのクライアントである移民女性の出身国の文化を尊重したものであること、第3に移民女性の健康状態を改善するためには、オーストラリア国内の公的な保険医療サービスへのアクセスの確保と、初期段階での介入の重要性である、第4に実証的な調査に基づき、センターの活動を決定していくこと、そして最後にセンターが獲得した資金は、第一義的に移民および難民女性の健康のために使うという点である。

女性の健康多文化センターの活動は、職場訪問プログラム (industry visit) とコミュニティ・ワークショップ (community workshop) の2つのプログラムから構成されている。職場訪問プログラムとは、あらかじめ雇用主より許可を得たヘルス・エジュケーターが、移民女性が多数就労している工場に出向き、昼食や休憩時間帯に女性工場労働者と食事をとりながら、健康や労働衛生に関する情報提供をおこなうものである。訪問先の職場の業種は、食品加工、繊維産業や清掃業などである。30分という限られた時間内で、健康に関する情報を効率的に届けるため、多言語で作成された健康に関するリーフレットやチラシを作成して配布している。工場の勤務シフトは不規則で早朝4時から深夜に及ぶが、すべての移民女性従業員に同一の情報が行きわたるようにとの配慮から、ヘルス・エジュケーターはすべてのシフトの休憩時間に情報提供をおこなっている。女性たちとの話し合いの内容は記録され、話し合いの中で表明された疑問に対する回答、質問事項は記録される。ヘルス・エジュケーターにより整理された移民女性労働者の量的・質的な声を反映した報告書は雇用主にも提出し、彼女たちが直面している問題の理解を促す一助となっている。

コミュニティ・ワークショップとは、各国語を話すヘルス・エジュケーターを地域で開催されている編み物教室や高齢者介護施設での行事に派遣し、女性の健康に関する情報提供を行ったり、健康相談を開催したりするものである。センターが職場訪問プログラムや、コミュニティ・ワークショップとい

う出前講座の形態を採用している背景には、移民女性にとり利便性の高い場所で、女性同士が健康やリプロダクティブ・ヘルス、メンタルケアについて情報を共有することが、移民女性の福利の向上につながるとの考えがある。センターでは、文字情報のみでなく、胸部のしこりのセルフ・チェックの仕方を学ぶための乳房の模型や、避妊の仕方を親しみやすく伝えるための模型を使うなど、独自の教材を開発するとともに、近年では地域の女性リーダー育成プログラムのそのためのコミュニティの啓発資料の作成も手がけている。

5 家庭内暴力撲滅のためのインタッチ多文化センター

家庭内暴力撲滅のためのインタッチ多文化センター（以下、インタッチセンター）は、1985年にメルボルン市内に設立され²⁾、家族やパートナーから暴力を受けた移民女性とその子どもたちを対象とした、暴力被害の相談窓口を多言語で運営している NGO である。職員数は22名で、そのうち12名が家庭内暴力ケースマネージャー（family violence case manager）として勤務している（2011年度末時点）。オーストラリアでは、移民が多く暮らす地域を culturally and linguistically diverse（文化的・言語的多様性を有する）の頭文字をとって、CALD コミュニティと呼称されているが、インタッチセンターの主たるクライアントは、CALD コミュニティに暮らす暴力被害を受けた女性たちである。

インタッチセンターでは設立以来、ドメスティック・バイオレンスの被害者および加害者³⁾を対象とした、（移民の）文化的な差異に配慮した包括的なサービスモデルを開発してきた。その活動は、危機介入と暴力からの回復のための支援、暴力防止と意識覚醒、教育訓練と調査、各種提言など5つの柱から構成されている。各項目の内容は下記の通りである。

- 1) 危機介入と暴力からの回復のための支援：永住権申請に係る手続きの支援や、法廷での支援、暴力に関する相談のケースマネジメントをおこなっている。移民法に記載されているオーストラリア人配偶者による

- ドメスティック・バイオレンス関連条項 (Family Violence Provision of the Migration Act) に基づき、2010年度に計218名の女性を支援した。
- 2) 暴力防止と意識覚醒: 2009年度より「西部地域健康センター」と連携して、アフリカ系コミュニティリーダーを対象とした、研修を実施している。同様の研修はタイ、ミャンマーなどのアジア系コミュニティに対してもおこなっており、両性間の平等や、親密な関係で発生する暴力について学ぶカリキュラムが組まれている。
 - 3) 教育訓練と調査: 「ヴィクトリア法律財団」からの助成を得て、ドメスティック・バイオレンスを受けた移民が直面する法制度および司法制度における障害に関する調査をおこなっている。
 - 4) 各種提言: 調査から得られた知見をもとに、政策提言をおこなう。
 - 5) 移民女性のニーズに対応する支援への取組み、事例研究からの示唆。

ここまで、女性の健康多文化センターとインタッチセンターという、ヴィクトリア州で移民女性への支援活動を展開している2つのNGOの活動を概観した。いずれの組織も移民女性が直面している問題（健康問題や家庭内での暴力）を克服し、女性たちがオーストラリア社会で生きていくための力をつけるために、下記の事項に留意して活動を実施している。

1つ目は移民女性のニーズに即した支援をいかに届けるか、という点である。その最も顕著な試みは、多言語でのサービスであろう。女性の健康多文化センターのヘルス・エジュケーターは、ギリシャ語やベトナム語、タイ語、中国語、アラビア語など25ヵ国語に対応しており、インタッチセンターが2010年度に支援した女性の人数は、24言語、延べ876名にのぼり、彼女たちの文化的アイデンティティは94ヵ国と多岐にわたっている。多い順に、ベトナム、インド、オーストラリア（オーストラリア人男性と結婚した元外国籍女性）、中華人民共和国、スーダンである（inTouch Multicultural Centre Against Family Violence 2011）。このような幅広い支援を可能にしているのは移民としてオーストラリアに移住し、現在はオーストラリア国籍を取得している元移民の女性たちの存在である。またこうした移民出身の女性たちが、

市民社会でリーダーとして活躍している。実際に、本稿で紹介した2つの NGO の代表はいずれも移民出身者であった。

支援対象者と同様の文化的バックグラウンドを持ち、自らも過去に移民としてオーストラリア国内での生活基盤を築いた体験を持つ支援者は、移民女性が就労先や家庭内で現在直面している問題への理解も深く、またオーストラリアと移民女性の出身国との間に文化的な差異を考慮した上での介入をおこなうことができる。その結果として、提供するサービスの質の向上にもつながる。たとえば、インタッチセンターでは、暴力を受けた女性のクライアントに対しては、移民女性の出身地域の文化をふまえた感情面での支援 (cultural and emotional support) をいかにおこなうかとの点を重視している。具体的には、暴力をふるったパートナーを訴え裁判になった場合に多言語を話す心理カウンセラーや弁護士と連携しつつ法廷闘争をおこない、あるいは食事にはハラールミート (イスラム法の作法に従い、加工・調理された食材) を用意するなどをあげることができる。移民女性の多様な経験を重視したアプローチは、NGO の職員の採用の際にも適用され、多様な人材の確保にもつながっている。たとえば女性の健康多文化センターでは、任期付き専門職員であるヘルス・エジュケーターの採用にあたっては、ソーシャルワーカーなどの専門的な資格を有していることを要件としているが、資格の取得先はオーストラリア国内のみに限定せず、出身国での資格も同様に認めるなど、移民女性に特有のキャリア形成過程に配慮した柔軟性に富む対応をしている。

2つ目は上に述べたような活動を支えるために必要な、安定した財政基盤の確保である。そのためには、行政組織からの協働関係をいかに築いていくかが鍵となっている。女性の健康多文化センターの2011年度の総予算額約107万6千オーストラリアドル (1オーストラリアドル=82.6円 (2012年10月5日時点)) のうち、約52万7千ドルが人的サービス局 (Department of Human Services) からの補助金で賄われている。また、インタッチセンターにおいても、補助金の正確な金額は不明だが、連邦政府とヴィクトリア州司法局から財政的な支援を受けている。

ただし NGO が行政機関から財政的な支援を受ける際、留意すべき点がある。本稿で取り上げた NGO はいずれも、いわゆるサービス提供型の活動を主体としている組織である。日本でも同様のことが指摘されているが、サービス提供型の NGO の場合、過度に行政からの補助金に依存してしまうと、本来、行政機関が提供すべきサービスを代行する下請け機関となってしまう危険性をはらんでいる。このような状況を回避するためには、移民女性が現実の生活の中でどのようなニーズを欲しているのか、調査をおこない、実証的データに立脚した提言とプログラム開発をおこなうことが必須となる。女性の健康多文化センターとインタッチセンターが共に、実証的な調査と支援プログラム開発を連動させたアクション・ベース・リサーチを活動方針の1つに据えていることは、上記のような事情によるものである。

一方、筆者が聞き取りをおこなった別の NGO では、その主眼となる活動が政策提言であったため、サービス提供型の NGO に比べ、行政機関からの助成金の獲得は困難であった。また、オーストラリアでは現在も新規移民を受け入れており、ニューカマーの女性たちが自らのニーズを認識して、あらたな NGO を立ち上げた場合、実績と歴史のある組織に比べると、行政機関からの情報や支援を得にくい現実がある。移民女性間に存在する階層化と格差の存在も忘れてはならない。

本稿では、オーストラリアで多文化主義政策のもと実施されている移民女性への支援を、NGO の取組から考察を試みた。オーストラリアでは国家形成と不可分な関係にある移民の受入れ政策を通じて培われた多様な移民出身の女性人材が、移民女性のニーズに即した支援を可能としていることが明らかになった。日本の現状との安易な比較は困難だが、わが国においても支援提供者の人材の育成が鍵となるであろう。

注

- 1) 現在オーストラリアには6つの州と2つの特別地域（北部特別地域、首都特別地域）がある。国外出生者の割合は高い順に、西オーストラリア州、ニュー

Ⅲ NWEC 実践報告

サウスウェールズ州、ビクトリア州、首都特別地域となっている。

- 2) 設立当初の名称は「難民女性プログラム」(Refuge Ethnic Women's Program)であり、その後、「移民女性のためのドメスティック・バイオレンスサービス」(Immigrant Women's Domestic Violence Service)となり、組織変更に伴い2010年11月から現在の名称に変更となっている。
- 3) ドメスティック・バイオレンスの加害者更生プログラムは、まだ確固たる手法は確立されておらず、試行的に実施している段階である。

参考文献

- 青山晴美 2004、『女で読み解くオーストラリア』 明石書店
- inTouch Multicultural Centre Against Family Violence 2011, “Annual Report 2010/2011”, inTouch Multicultural Centre Against Family Violence, Melbourne.
- 自治体国際化協会シドニー事務所 2011 『オーストラリアの多文化主義政策』 CLAIR REPORT No.358
- 津田久枝 2008、「オーストラリアの移民政策」『総合調査人口減少社会の外国人問題』 pp.265-270

(おち・まさみ 国立女性教育会館研究国際室専門職員)